



お知らせコーナー

違反広告物除却のボランティアを募集します。

前月号で事前告知しました電柱等に貼られた違法なビラや立看板の除却を地域の住民の方々へお願いする制度の内容が固まりましたので、再度お知らせするとともに、違反広告物の除却を行って頂けるボランティアの方を募集します。

制度名は、「茨城県まちの違反広告物追放推進制度」に決まりました。この制度の特徴は、県や市町村と電柱等の管理者である東京電力、N T Tなどが一体となり、違反広告物の除却を行って頂く皆様に道具類の貸与や講習会の実施、警察による取り締まりの重点化など様々な方法で支援することです。

最近、金融広告の貼り紙や風俗関連の立看板が氾濫しており、まちの美観や自然景観の維持に大きな障害になっております。

このような違反広告物に対しては、市町村などが随時除却しておりますし、また、毎年9月に実施している美化強調月間における県内一斉取り組みにおいては、青少年相談員やP T Aの方々など多くの方の御協力を得て除却を行っておりますが、はがしてもまたすぐ貼られてしまうたちごっこの状態です。

景観は、都市や地域の個性や文化の表れでもあり住民のまちづくりの参加とともに景観に対する住民の関心も高まっています。

うつくしい景観の形成には、住民の皆様や事業者及び行政の連携、協力により取り組んでいくことができます。ますます重要になっており、皆様の御協力を御願いたします。

募集内容

一定の地域内において違反広告物の除却を行って頂けるボランティア
(町内会、自治会、ボランティア団体及び企業などの団体ごとにお申し込み下さい。)

募集締め切り

平成15年8月8日(金)
実際の活動は、10月からを予定しております。

詳細内容等お問い合わせ先

茨城県土木部都市局都市計画課 都市行政担当
TEL 029-301-4579 FAX 029-301-4599 E-mail toshikei-gyousei@pref.ibaraki.jp
県のホームページでもご案内しております。都市計画課のページをご覧ください。

(一部の市町村では、当制度を実施しませんが、皆様からご連絡を頂いた時に申し込み方法などを含めて説明をさせていただきます。)

(課員 M.S)

…編集後記…

新しい年度をむかえ、つどえーるの編集委員も新しくなりました。名物編集長と影の(!?)編集長も卒業してしまい、寂しい気持がするのですが、またまたユニークな新編集長の下、メンバー一丸となつてつどえーるを盛り立てていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願ひ致します。

そこで、読者の皆様にお願ひです!地元でこんなまちづくり活動をしているよ、とか、お気に入りスポットなどの情報、日頃、まちづくりに関して感じていることなどをどしどしお寄せ下さい。

茨城県都市計画協会

<事務局>

茨城県土木部都市局
都市計画課

水戸市笠原町978-6

電話 029(301)4579

Fax 029(301)4599

Email toshikei-gyousei@pref.ibaraki.